

JR東 千手発電所・小千谷発電所・小千谷第二発電所 取消命令書交付～申請

H21.3.10 取水許可の取消命令書交付。同日、発電取水全停止

- 1 許可処分のうち法第23条の許可(流水の占用)の部分は取り消す。
- 2 許可処分のうち法第24条の許可(土地の占用)の部分は、次により、新たに許可を取得し、又は工作物を除却若しくは譲渡するまでの間に限り、効力を有するものとする。  
なお、その間において、**① 当該工作物を共用して取水する他の水利使用に支障を与えてはならない。**
  - (1) 新たに流水の占有を行おうとする場合は、本処分の日から一年以内に、**② 許可を受けずに新築又は改築した工作物等を是正し、③ 再発防止策を構築したうえで、法第23条の申請を行うこと。**
  - (2) 流水の占有を行わない場合は、当該工作物を共用して取水する他の水利使用に支障を与えないための方策について関係水利使用者と協議又は譲渡すること。
- 3 本件の経緯・内容につき、新潟県、沿川自治体及び関係河川使用者に説明するとともに、その結果を報告すること。

## 平成21年

- ①  
4.20 かんがいのための水位維持用水を確保
- ②  
10.27 北陸地方整備局長はJR東より205件の無許可工作物についての報告書を受理  
このうち、宮中取水ダム前渠排砂門の是正(閉塞)を指示 (12.22 是正(閉塞)を確認)

## 平成22年

- ③  
2.10 北陸地方整備局長はJR東より再発防止策を受理
- 3.9 北陸地方整備局長はJR東より、命令書に基づく申請期限に関し、4月9日までの延長申出書を受理  
申請期限の延長及び期限内に命令書の内容を履行するよう指示
- 4.2 北陸地方整備局長はJR東より、流水の占用許可申請を受理